

婦人保護施設の存在意義と今後

——利用者の変化をとおして——

武藤 裕子

＜ キーワード ＞

婦人保護施設、売春防止法、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律、
婦人相談所、売買春

＜ 要 旨 ＞

本論は婦人保護施設利用者の変化を通して、施設の存在意義と今後のあり方を検討するものである。戦後成立した売春防止法において、婦人保護施設は「都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる」（第36条）と謳われ、公私の別なく各地に設置された。しかし高度経済成長期を過ぎると新規施設利用者数は減少し、平成に入るところには障害を持っているために社会復帰が困難とされる女性たちが施設に残り、利用者は高齢化していった。

それゆえ、一時期には「婦人保護施設廃止論」が取りざたされたが、今日では「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」の中で被害者の避難場所としての機能を併せ持つようになり、施設に対する関心は高まりつつある。利用者の変化に伴ってニーズは変化しつつあり、複雑な問題を抱えた利用者を援助するためには、ワーカーはより高い専門性が求められている。また男女共同参画社会が謳われる今日、女性だけを対象とした婦人保護施設の存在意義はもう一度確認される必要があると思われる。

本稿では売春防止法制定以前に検挙された女性を対象に行われた調査、法制定後の婦人相談所と婦人保護施設の調査、そして平成7年から10年にかけて行われた調査結果をもとに、それぞれの時代の女性の特性をつかみ、どのように変化していったかを考察し、今後の婦人保護施設の在り方とサービスを考える一石としたい。

1. はじめに

明治5年のマリア・ルーズ号事件¹⁾に始まった娼婦運動は、紆余曲折を経た後、84年後の昭和31年に売春防止法として実を結んだ。この法律の中で女性たちを「収容保護」することを目的として位置づけられた婦人保護施設は、さまざまな社会福祉施設の中で最も認知度の薄い存在であろう。施設数自体が少ない²⁾ことに加え施設の持つ特殊性³⁾などもあり、社会福祉関係者であっても女性相談センターの一時保護と混同していることもある。

婦人保護施設は売春防止法第36条に基づき、「要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれの

ある女子）を収容保護するための施設」としている。しかし今日の婦人保護施設は法成立当初の「売春防止法」に基づくばかりでなく、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（以後DV法）の施行に伴い、暴力被害女性の避難場所としての機能も併せ持つようになった。

またDV法以前の平成11年には家庭環境等により行き先のない女性も対象となり、保護の必要な女性に対し生活指導、就職指導等を行うことも謳われている。「売春防止法」はそのままに新たな法律や制度を加える背景には、実際の利用者の変化がある。さまざまな障害を持ちながら既存の障害者施設では入所を認めら

れない、夫がいるから母子寮（現、母子生活支援施設）に入れない、男性との交際経験があるから児童養護施設入所に難色を示される。制度の狭間で行き先を失った女性たちに対応するためには、現存する機関をその場しのぎに対応させる以外に選択肢はない。

家族や利用者本人の抱えるさまざまな問題は、社会の変遷とともに変化しました複雑化している。結婚スタイルや個々人の価値観が多様化し、家族自体が変わろうとしている。そして今日の家族は危機に対する耐性が弱まり、危機に直面した場合は病んだ部分を切り捨てざるを得ない状況にある [上野 1994 16]。切り捨てられるのは社会的弱者である子ども、高齢者、障害者、そして女性であろう。

それゆえ、問題を抱えサービスを必要とする女性に対し、サービス提供の一機関として婦人保護施設があげられるが、これまで婦人保護施設に関する研究は数少なく、時々に行われる調査・研究は異なる対象・方法を用いている。その理由のひとつは、「(婦人保護に関する研究を) 概括的にとらえたものは、今まで存在しなかった。——中略——つまり婦人保護自体が、あまりに日本の特殊性にのっとったものであると同時に、少数者の問題としてのとりあつかいであったからではないだろうか」[一番ヶ瀬 1986 250] といえる。もうひとつの大きな理由として、プライバシー保護やさまざまな偏見から、施設に研究者が入りにくい状況があることもその一因といえよう。それゆえ、DV法が施行された今日においても、婦人保護施設を対象とした研究が遅れていることに変わりはない。

婦人保護施設は全国に点在するが、施設を有しない県がある一方、東京都には5カ所の施設がある。収容人員や利用率をみても、地方と都市部では確実に地域差がある。これらの理由にあげられるのは、①援助者（施設）側の意識の差（保護する必要があるか否かの判断基準の違い）、②施設の状態の差（建物が古く、生活しにくい。規則が厳しい等）、③利用者側の施設に対する、もしくは施設入所に対する意識の違い（施設は特別なところ、世間の目が気になる等）があげられよう。それゆえ地方の施設利用者数が少ないからといって、地方には問題を抱える女性が少ないというわけではない。都市圏の施設利用者の出身地は全国におよび、上述した理由から都市圏に流れ込んでいると考えられる。実際に筆者の通う施設では、世間体のために地元での施設利用をあきらめ、父親が娘を連れて都

市部の相談所を訪れたケースもあった。

男女共同参画社会が謳われる今日、女性のためだけの施設の存在意義は明らかにされる必要がある。本論では、DV法施行後も十分な理解が得られないままの婦人保護施設利用者の特性を、売春防止法成立前、成立後、DV法成立前、成立後に分けて考察し、女性たちの抱える問題から施設存在の意義と今後のあり方を検討するが、上述した理由から、ここでは東京都を中心とした調査資料を用いている。

数少ない資料の中から、本論ではその特性を考察し得るものを用いるが、それぞれの資料に関しては章ごとに説明を加えている。

2. 売春防止法以前の調査

売春防止法制定以前の昭和27年に、労働省婦人少年局婦人課は「売春婦並びにその相手方についての調査」を行っている⁴⁾。この調査の目的は、売春防止法制定の動きの中で、売春婦および相手方の実態を知っておこうというものであった。当時は売春行為そのものを取り締まる法律がなく、わずかに地方条例によって取り締まわれているにすぎなかった。

売春防止法成立以前の婦人保護施設利用者像を描き出すために、東京都の条例違反検挙者の調査を用いるのは、このときに検挙された女性たちが後の婦人保護施設利用者になっていったと推察されるからである。その理由として、①法成立前は東京婦人矯風会や救世軍などによる保護活動が行われていたが、これらの施設の「入寮経路には警察が最も多く28%を占め、警察の街娼取締りによって入寮にいたるものが多かった」[西村 1986 274] ②当時、法成立に反対したのはそれによって生活の糧を奪われる、売春斡旋業者と当事者である女性たちであり、婦人相談員は足しげく女性たちのもとに通い説得を試みたが、生活に不安を感じる女性たちが自ら相談、入所を希望することはほとんどなかった⁵⁾。法制定以前は「狩り込みにあった女性たちがトラックに乗せられて入寮したこともあった」[林 1995 180] などがあげられ、この調査結果を用いることが妥当であると思われる。

調査の対象者は東京都の条例違反により検挙され、東京地方検察庁に送検された女性161名、相手方の男性44名であり、取締り係官による調査票記入という方法で行われている。当時、検挙された者が係官に質問されて答えるといった形式で、どこまで真実を話し

たかは疑問の残るところであるが、数少ない資料であり、当時の女性の問題を窺う一助にはなりうると思われる。

調査地が東京であるため女性たちの出身地は関東地方が過半数（56%）を占めるが、北海道から九州地方まで全国から雲集している。年齢は16歳から45歳にわたり、21～25歳までが48.5%と半数ちかくなる。その前後（16～20歳、26～30歳）を合わせると91.3%になり、30歳以上の女性は1割に満たないという結果であった。平均年齢は23.8歳となっている。

両親の有無については、共にそろっている者32.9%、父親のみいる者8.7%、母親のみの者25.5%、共になしが24.2%となっている。ひとり親、特に父親がいない者と両親共にいない者が多いのは、戦争の影響と思われる。親の職業については目立った傾向はみられないが、無職のものが20.5%あり、貧困が大きな影を落としているといえる。

学歴に関しては、3つの特徴がみられる。第1に教育程度はまちまちで各段階にわたっている。第2は、その教育程度は全体としてみると一般婦人のレベルと比較して低いものではなく、むしろ「戦前の娼妓の学歴に比べて高学歴である」[西村 1986 272]。第3に中途退学者の比率が非常に高くなっている。これを細かくみると、中退を含めて初等教育だけ受けた者89名（55.3%）、中等教育67名（41.6%）、専門教育5名（3.1%）となっていて、専門教育の中には新制大学在学者1名も含まれている。また中途退学者は全体で42名（26%）おり、4人にひとりの割合である。しかし当時の社会情勢や教育に対する関心度を今日と比較するならば、中途退学者が多いという状況は納得のいくものであろう。

161名中未婚者は78名、離婚、死別、別居を含めた既婚者の数は75名とほぼ同数であり8名は黙秘を通したようである。既婚者75名のうち離婚した者が34名で、既婚者の中で21.1%を占めている。この離婚原因については明らかにされていないが、当時の離婚後の女性が収入を得る方法は明らかに門戸の狭いものであったと思われる。また既婚者のうち子どものいる者が40名、いない者が28名であり、夫と死別した女性20人中17人が子どもをもっている。この中には5人の子どもを抱えた女性もおり、生活の糧を得るためにやむを得ずといった様子が窺える。

同居者をみると、人数はひとりから11人と広範に

わたり、本人を除いて3人の同居者がいるものが17人ともっとも多かった。ただし、無回答のもの41名、はっきりしないもの48名とあり、過半数が状況不明である。夫と同居しているものは11名、夫はいないが子どもと同居しているもの13名となっている。夫や子どもがいても「生活のため」といった状況は前述したとおりである。

これらの同居者が、女性たちの行為に対しどの程度まで知っており、どのような態度をとっているかについても「承知」「黙認」「知らない」の3項目で調べている。その結果は「知らない」がもっとも多く62名（55%）、「承知」しているものが33名（30%）、知っていても「黙認」しているものが14名（13%）であった。

興味深いのは、同居していても娘の行為を「知らない」親は80%におよぶのに対して、同じく同居している夫の場合は「承認」「黙認」している者が73%になることである。親が知らないということは、親に言えない、親が知ったら悲しむ・怒られるといった状況を意味するであろう。では子どもは悲しまないのか、夫は怒らないのか、といった疑問が残る。筆者の研究した事例の中には、夫から売春を強要されたケースが数例みられる。これらの結果だけで判断するのは安易かもしれないが、同じ女性であっても子どもという役割ではなく、妻もしくは母親の役割を担うの方が家族（夫や子ども）の犠牲になりやすいと言えるのではないだろうか。

女性たちのうち以前に職業をもっていたものは126名で、全体の78%になる。無職は30名で19%、残り不明となっている。前職の中で多かったのがサービス業で68名、42%である。このサービス業の中でも、女給25名、女中24名が目立った存在であり、娼妓8名、ダンサー6名と続く。調査報告書では、「この種の職業から売春婦に落ちていきやすいことがうなずかれる」とある。その他は事務従事者31名、女子工員14名、農業5名、看護婦3名となっている。

当時の女性の職種は限られ、また男女の賃金格差は現代と比較にならない。戦後の混乱期に子どもを抱えた母親や、幼くして父親を亡くした女性が、生きぬくための絶対的貧困の中での「仕事」であったと思われる。

それゆえ「転落の動機」として「生活苦」をあげるものが半数以上となり、161名中91名（57%）であ

る。残りは好奇心、虚栄心、甘言、自暴自棄、友人の勧誘、家庭の不和、強姦、失恋の順で少なくなっている。その他が8名ほどいて「借金返済」「小遣い稼ぎ」「弟の学資を稼ぐため」「世帯を持つため」などがあった。これらも「生活苦」の一部と捉えるなら、その割合は99人(59%)となる。

動機を年齢別でみると、年齢が高くなるほど生活苦の割合が増え、31歳以上になるとその割合は100%となる。これに加え結婚の状況別に動機を区分すると、未婚者の「生活苦」によるもの31%に比べ、既婚者81%と圧倒的に多くなり、上述した妻もしくは母親ほど家庭の犠牲になりやすいという状況がここでも窺えるのである。付け加えるならば、この既婚者を離婚、死別、有夫、別居別にみても、どの場合も「生活苦」が70%以上となっている。

生活程度は「とても苦しい」「少し苦しい」「普通程度」「楽な方」の4択で行われ、「とても苦しい」が42人(26.1%)、「少し苦しい」が41人(25.5%)、「普通程度」60人(37.3%)、「楽な方」17人(10.5%)となっている。この選択は主観に基づくものであるが、収入金額とおおよそ比例していた。

このほかにも、「転落当時の処女性」や「売春の場所」、「性病の有無」等の質問もなされていた。

以上の調査結果をまとめてみると、売春防止法制定以前に売春を行っていた女性の学歴は一般女性と変わらないかむしろ高めであるが中途退学者が多く、平均年齢は23.8歳と比較的若い。元の職業はサービス業が多く、既婚者と未婚者はほぼ同数、既婚で年齢が高くなるほど「生活苦」のために売春を行っていた、ということが出来る。当時の混乱した社会情勢のなか女性の職場は少なく、また賃金も低いものであったと思われ、職業選択肢の少ない中での売春であった。そしてこれらの結果から、同じ女性であっても子ども(娘)よりも、妻や母親が生活のためにやむを得ず身を売っていた状況であったといえる。

3. 売春防止法施行後の調査

売春防止法施行直後の昭和34年度(昭和34年4月から35年3月まで)の「婦人保護関係資料」(東京都)をみると、婦人保護施設の入退所状況は、入所人員622人(月平均52人)で、退所人員607人(月平均51人)となっている。後に現代の状況に触れるが、入退所者数が共に今日の数十倍に上っている。また法

制定後の施設利用者の延べ人員は、104,556人(昭和35年3月)となっている。

退所者の退所理由は「無断」がもっとも多く154人(12.6%)、就職が95人(8%)、帰宅が92人(8%)、入院46人(4%)で、その他が212人いる。その他についての言及がなされていないが無断退所者の多さが目を引くところである。検挙されて入所してきた女性にとっては、施設生活は本意なものであり、逃亡を繰り返す者が多かった⁶⁾。また生活苦などで自ら望んだ施設利用である場合でも、実際の施設生活は不便で窮屈なものであり、自由な社会での生活を求めての無断退所と思われる。

利用者を年齢別でみると、30~39歳がもっとも多く123人(36%)、次いで20~29歳で103人(30%)、20~24歳は77人(22%)、40歳以上が31人(9%)、18~19歳12人(3%)となっている。法施行前は21~25歳が48.5%と多かったが、施行後は30~40歳が多い。また、40歳以上の者は前回の調査では1%であったが、この回には9%と増えていて、利用者の高齢化が顕著なものとなっている。これがどのような理由によるものかは憶測の域を出ないが、昭和27年の調査時に20歳代前半だった者が昭和35年には30歳代になっているということはできる。生活のために身を売る者は、収入等の理由からなかなか他の仕事につきにくい。また結婚した後も、夫が妻の収入をあてにして働かず、身を売ることを強要される場合も少なくない。女性の職場が少なく低賃金が推測される時代に、ある程度の収入が得られるこれまでの生活から抜け出せない状況であったと思われる。

利用者の学歴は、小学校卒業が180人(52%)と最も多い。次いで中学校卒業69人(20%)、高校卒業42人(12%)、高校中退20人(6%)、小学校中退17人(5%)、中学校中退12人(3.5%)となっている。学校教育法は昭和22年に制定されており、利用者の年齢や当時の状況を考慮すると、けして一般女性の学歴に比べて低いとはいえないが、8年前の調査と比較するとやや下がっているといえる。

同居家族をみると単身者がもっとも多く87名(25%)となっているが、夫のみと住んでいる者78人(22.5%)、子どものみと住んでいる者31人(9.4%)となり、夫のいる者(夫のみ、夫と子ども等)を合計すると全体の57.5%になり、資料によれば「そのほとんどがヒモと思料される」とある。また婦人相談所



に来所した子どもをもっている者（4%）に比べ、婦人保護施設の利用者で子どもをもっている者は34.4%となっているのも特徴のひとつといえる。同様に単身者を比較すると、相談所来所者が81%、施設入所者が25%となり、婦人相談所に来所する女性は単身者で子どももいない女性が多いが、婦人保護施設の利用者は夫も子どもももっている者が多いといえよう。

売春期間は5～10年未満の者がもっとも多く86人（25%）となっている。次いで1～3年の者が多く82人（24%）、3～5年の者79人（22%）となる。10年以上の者も27人（8%）おり、前回の調査と比較しても、売春期間の長期化が目立つところである。

検挙回数は初めてのものが多く140人（40%）、2回が55人（16%）、3回が46人（13%）と徐々に減少していく。資料では「しかし回数は本人の申立てによるものもかなりあるため、事実より少なめに報告されている傾向がある」となっている。

以上の調査から法施行以後の施設利用者である女性の姿の平均は、年齢は30～40歳で学歴は一般女性と変わらず、夫および子どものいる者が多く、売春歴が長い。また、無断退寮者が多くなっていると言うことができるであろう。前回の調査と異なる女性像がみえてきている。

4. 平成に行われた調査からみる利用者の特性

婦人保護施設の利用者は、ほとんどが婦人相談所を通して入所となる。福祉事務所に相談に行った場合も、はっきりした障害がない場合や妊娠・転落の虞れがある女性の場合は婦人相談所にまわされる。

東京都婦人相談センターは、昭和32年から事業を開始している。設立当初は女性の側に戸惑いや不安があり、相談件数は約1,000件と少ないものであった。法が施行された32年から36年にかけて増加し、昭和40年に2度目のピークを迎えると、53年まで下降線を辿る。高度経済成長と、それに伴う女性の社会進出増加の時期である。昭和54から57年まで相談件数は増加傾向にあったが、その後は横ばい状態が続き、平成に入ってから微増傾向にある（図1参照）。

平成7年から10年にかけて行われた、大都市圏における婦人保護施設の実態調査〔細井・長谷川 1998〕では、次のような結果がでている。調査数は517人であるが、質問により回答数が異なっている。

この調査では調査日現在入所している利用者全体の数値であり、新規の入所者に限定された集計はなされていない。利用者の年齢は40歳以上が309人で6割近い数字であり、そのうち75歳以上の者が4名であった。30歳代が69名、20歳代が108名、10歳代が31名となっている。これまでの調査と比較すると、明らかに利用者の高齢化が進んでいることがわかる。

利用者の利用期間については、「3カ月未満」が142人（27.4%）、「3カ月～1年未満」が113人（21.9%）、「1～3年未満」が71人（13.7%）、「3～5年未満」が28人（5.4%）、「5～10年未満」が37人（7.2%）、「10～20年未満」が47人（11.0%）、「20年以上」が79人（15.3%）となっていて、「1年未満」が5割を占め、10年以上（26.3%）の長期利用との二極分化がみられる。婦人保護施設は短期入所施設でありながら、さまざまな障害ゆえに退所がままならず数十年を施設で暮らしている利用者も少なくない。

表1 売春防止法施行前後とDV法前の年齢 人 (%)

	～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40～
売防前	35 (22%)	78 (48%)	34 (21%)	9 (6%)	3 (2%)	2 (1%)
売防後	12 (3%)	77 (22%)	103 (30%)	123 (36%)		31 (9%)
DV前	31 (6%)	49 (10%)	59 (11%)	69 (13%)		309 (60%)

※年齢区分の境界(未満か以下か)が各調査で統一されていないためこの表記とした。

表2 売春防止法施行前後とDV法前の学歴 人

	初等教育(中退)	中等教育(中退)	高等教育(中退)	専門学校(中退)	短大、大学(中退)
売防前	89 (15)	13 (1)	54 (26)	4 (1)	1 (-)
売防後	197 (17)	81 (12)	62 (20)	—	—
DV前	54 (18)	257 (11)	122 (30)	15 (-)	17 (-)

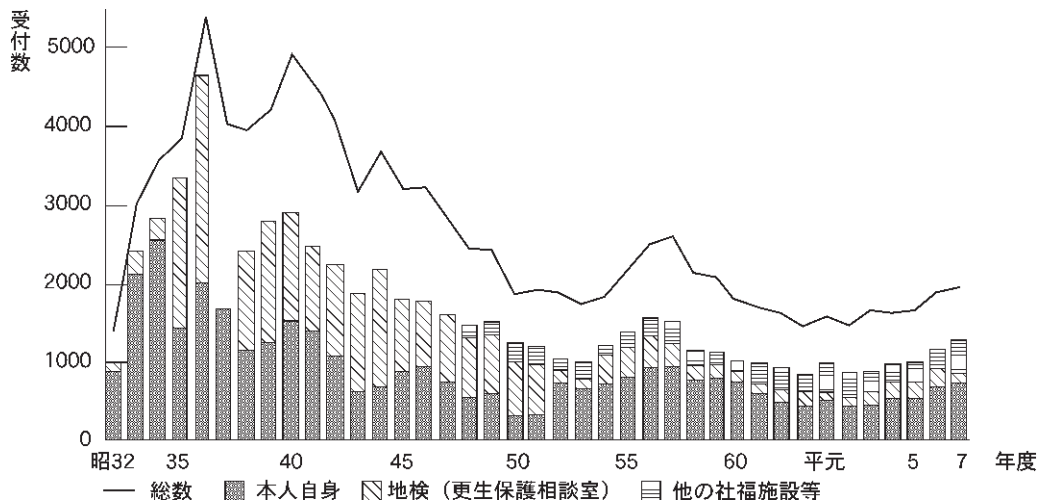


図1 東京都婦人相談所相談件数の推移
出典) 婦人相談事業の40年 東京都婦人相談センター

またこれまでの福祉のあり方として、施設内収容・保護といった考え方があり、このような現状の結果となっている。特に高齢者という枠で捉えれば、65歳以上の利用者は44名となり、うち前述した75歳以上の利用者4名という結果は注目に値する。

最終学歴については、中学校卒業がもっとも多く246人(50.3%)である。次いで高校卒業80人(16.4%)、小学校卒業26人(5.3%)、高校中退23人(4.7%)となっている。前述した二つの調査よりも学歴の区分が多く、各種専門学校・短期大学・通信制高校など、新しい教育の場の広がりが見られる。

入所理由(主訴)については、「本来ケース(売春歴あり)」112ケース(25.9%)と「虞れケース(売春歴なし)」320ケース(74.1%)にわけて統計されている。

入所理由となった売春行為については、「罪悪感のない自発的な売春」が21ケース(31.3%)ともっとも多く、「業者による管理売春」20ケース(29.9%)、「経済的困難・逼迫による売春」19ケース(28.4%)、「無自覚的・習慣的売春」が7ケース(10.4%)となっている。「経済的困難・逼迫」は、相対的貧困と捉えられるであろう。主婦売春や援助交際といった派手な面ばかりが取り上げられる今日の売買春問題であるが、30%ちかくを占めている貧困は見過ごされているといえる。

入所直前の売春形態については、「街娼」「キャバレー・ナイトクラブ等」「個室付き浴場(ソープラン

ド)」「デートクラブ・愛人バンク・テレクラ」「ホテル・マントル」「ピンクサロン」などがあげられている。その他に「売春以外の理由」として、「日常生活技術未発達の場合」が18ケース(25.0%)、「離婚・家出による住宅困窮がみられた」が16ケース(22.2%)、「長期的な浮浪からの逃避」が14ケース(14.9%)、「夫(内縁の夫)の暴力からの逃避」が7ケース(9.7%)、「アルコール・薬物依存からの逃避」が4ケース(5.6%)、「他に支援が得られない妊婦の場合」が3ケース(4.2%)となっている。

DV法制定以前の施設利用者の年齢は40歳以上が6割以上と高齢化し、75%弱が売春とは無関係の要因をもっている。学歴は年齢に呼応してさまざまであり、施設利用期間は1年以内と10年以上の両極端にわかれている。

5. DV法以後の利用者

平成13年から施行された「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」では、これまで「民事不介入」とされてきた夫婦間の暴力に公が「責務を有する」こととなり、暴力被害者の避難場所として婦人保護施設があげられた。DV法と売春防止法という異なる法律により同じ施設内ながら利用者も区別されることとなったが、利用者の変化は本来ケース(売春防止法での入所者)にも現れている⁷⁾。

筆者は平成9年から都内にある施設に通い、参与観察を通して女性たちの変化を追ってきた。ここではD

表3 2002、2003年入所者

	入所者数 人	平均年齢 人	有子者 人(%)	学歴 人 (%)	IQ 人 (%)	施設利用要因(複数) 人 (%)
2003年	12	37歳 (22~58) 20代-2 30代-6 40代-2 50代-2	4 (42.9)	中卒-4 (33.3) 定時制高卒-2 (16.7) 高卒-5 (41.7) 専門卒-1 (8.3)	軽度値-5 (41.7) 境界値-3 (25.0) 普通値-4 (33.3)	サラ金-6 (50.1) 浮浪-2 (16.7) 精神病-4 (33.3) DV(夫兄)-3 (25.0) 家庭不和-4 (33.3)
2002年	10	41.5歳 (21~56) 20代-3 30代-1 40代-2 50代-4	7 (70)	中卒-6(60) 定時制高卒 中退-3(30) 専門卒-1(10)	軽度値-5(50) 境界値-1(10) 普通値-4(40)	サラ金-3(30) 浮浪-3(30) 行先なし-3(30) 児童虐待-1(10) DV-1(10)

V法施行後の2002年から新規に施設入所となった女性たちの実態を追うが、一つの施設のみのデータであるためサンプル数が少なくなっている。しかし、潜在的入所者数はより多く、施設が満杯状態なため入所を断らざるをえなかったケースも筆者の目にしただけでも数事例あったことを付け加えておく。

まず新規入所者の平均年齢が若年化していることがわかる。これまで約半数を占めていた50歳代以上が減り、30歳代の利用者が増えている。2002年以前、20・30歳代で新規入所する女性の多くは、妊娠や出産を契機とする場合が多かった。自分自身で働いて、生活をかろうじて維持してきた女性が、妊娠・出産を機に生活を保てなくなったの施設利用が多かった。しかしここ数年では、妊娠や出産をしていない20・30歳代の女性が増えている。

学歴はこれまで大半を占めていた中学校卒業が減り、高卒および定時制高校卒が増え高卒後に専門学校を卒業した者もいる。これらは前述したように年齢の若年化によるもので、個々の利用者の年代における平均的な学歴よりは若干低めといえる。

IQおよび心理テストは、問題を抱え女性センターに一時保護されているときに行われる。問題を抱えたまま、今後への不安や慣れない場所での生活の中で行われるIQ検査に、いかほどの信憑性があるといえるであろうか。実際にある利用者は商業高校で簿記の1級を取得しているが、保護された当初のIQは境界レベルであった。その後再びIQテストがなされることはなく(障害者申請を行う人を除く)、一時保護時に行われたIQテストの数値がそのまま個人ファイルに残ることになる。個人ファイルにIQの記入が必要で

あるなら、テストの時期等の見直しが今後は必要とされるであろう。また1990年以前には中度知的障害レベルの利用者が数名みられたが、1998年以降は中度の新規入所者はいない。これまで婦人保護施設利用者は知的レベルの低い人と捉えられる傾向にあったが、この点でも変化が現れているといえる。

利用要因としてサラ金からの借金が増えている。2000年以前は数年に1人の程度であったが、2002年には30%、2003年には50%がサラ金からの借金を抱えての入所となっている。生活苦からの借金ではあるが、借り易さや業者側の甘言も原因の一つといえよう。テレビコマーシャルに占める消費者金融の放送頻度やその内容は、再考を要するのではないだろうか。

精神病は統合失調症、うつ病、人格障害等を含んだものであるが、これまで圧倒的に多かった統合失調症が減り、2003年入所の精神病2名はうつ病となっている。統合失調症により10年以上の入院生活をおくり、退院後に行き先がなく施設入所となった利用者は少なくなかったが、ここ数年は減少傾向にある。

精神科病棟でも「脱施設化」が進み、街で暮らす施策が行われつつある。しかし社会の偏見は根強く、ある女性は統合失調症で入院し、退院後自立支援センターへの入所が決まっていたが、男性関係が発覚して入所を断られた。施設入所者(特に女性)は恋愛をしてはいけないということであろう。この女性の相手方の男性は、予定されていた施設へ入所して行ったと聞いた。このような差異は売春防止法でも明らかである。誘った女性は処罰の対象になるが、買う側の男性はなんの罪にも問われない。売春防止法の成立当初ではなく、男女共同参画社会が謳われる今日においても、こ

のような差別化が現存する。障害者であるという拘束と、女性というダブルバインドが、女性をより一層社会的弱者としてしていると実感する。

その他の傾向として、これまでほとんど見られなかった児童養護施設出身者が数名見られるようになった。これは児童養護施設利用者数自体が増加しているためと思われる。上述したようなサラ金からの借金やうつ病、そして児童養護施設出身者の増加は、社会全体での増加であり、その時々々の社会問題はその時代を生きる女性に大きな影響を与え、複数の問題を抱えた危機的状況の後の施設入所と考えられる。

また作業場での参与観察から、作業効率はこれまでよりも数段上がっていると感じられた。前述したがこれまでの利用者には統合失調症者や高齢者が多く、薬の副作用で眠気を感じやすく、また無気力になりやすい。それゆえ作業中の居眠りや作業の放棄が度々見られていた。しかし新規入所者に関してはこのような姿はほとんど見られず、おしゃべりをしながらでも手早い作業風景が見られている。また施設から定時制高校に通う利用者がいたり、外勤者が増えたりと施設内の雰囲気もこれまでとは異なったものとなっている。

6. 考察

女性の年齢は売春防止法以前の平均年齢23.8歳から、調査のたびに高齢になっていた。中には数十年を施設で暮らして高齢者となり、利用者仲間や職員を家族と感じる女性も少なくなかった。このような女性たちが怪我や病気で入院すると、「早く施設に帰りたい」と一様に希望するが、婦人保護施設には介護の機能はなく、病院から特別養護老人ホームなどに移らざるを得ないケースも多い。中には施設で亡くなり、遺骨になっても引き取る家族のいないケースもあり、全国に1カ所だけの長期入所施設では、施設内の教会に遺骨の安置所を設けている。

しかしDV法と前後して、利用者の若年化がみられる傾向にあり、2004年には年齢的に児童福祉施設が適当と思われる女性の入所もみられている。また18歳未満の子どもをもつ母親の入所も多く、夏休みや冬休みには母親が子どもを訪ねたり、子どもが泊まりに来たりとにぎやかな風景がみられるようになった。それ以前は、婦人保護施設で生活する母親が児童養護施設や乳児院に面会に出かけることはあっても、子どもたちが母親の施設に来ることはほとんどなかった。

「売春防止法に基づいた施設に子どもを行かせられない」という児童福祉施設職員のことばもあったという。DV法により、母親と一緒に子どもの入所も増え、施設に対する社会の見方も変化しているといえる。

施設利用となった女性は一般に低学歴と捉えられやすく、「学歴がわれわれの社会での安定性を左右する一指標たりうる」[細井 1998]という指摘もあるが、高齢者が多く利用者の年代ごとの平均的な学歴を考慮すれば、一概に学歴が低いと断定はできない。

施設利用となった要因は、社会の変化を反映して移り変わっている。売春防止法成立当初の絶対的貧困による売春行為から、知的障害による転落の虞れ、長期入院後行き先のない統合失調症者、アルコール依存やギャンブル依存、家族からの暴力といった問題からの入所が増えていった。DV法施行後の変化は現在調査中であるが、少なくとも筆者の通う施設では、生活苦や借金といった理由が増加傾向にある。また、摂食障害や自傷行為といった今日的な問題もみられている。

これまでの社会福祉のあり方は、施設に収容保護して措置として行われていた。しかし今日では社会福祉基礎構造改革により、自立支援、地域福祉が謳われるようになった。このような変化に施設内の利用者も巻き込まれ、住み慣れた施設での生活を望んでいても高齢者施設や他施設への移管が勧められている。施設を出て行く女性が増える一方で入所依頼も増えているが、居室に余裕がなく受け入れを断る場面をしばしば目にしている。

また自立して行った利用者たちのその後の生活は、けっして平坦なものではない。一度破綻した生活の再構築は困難を伴い、自立後に生活を維持できず、病院や施設に戻らざるを得ないというケースが多くみられている。むしろ、自立後に安定した生活を営むケースのほうが少なく、継続された支援の必要性を実感する。生活が安定しているか否かの判断基準は難しいが、筆者の知るケース中、他施設への移管ではなくアパート自立をした女性たちで、生活が安定していると思われるケースは4割ほどである。このような利用者の状況を考えれば、今後の施設およびサービスのあり方が検討されるべき時ではないだろうか。

7. まとめ

これまで婦人保護施設利用者の変化を追ってきたが、利用者はそれぞれの時代ごとの問題を抱え変化してき

た。そして1997年に「男女雇用機会均等法」の改正と1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女間の差別など存在しないようにみえる。

しかし今日の日本において、確かに女性は社会的弱者である。例えば労働賃金は、明らかに男性のほうが高い。業種によって異なるが女性の賃金は平均すると男性の63（男性100）ほどであり、金融・保険業では52.1でしかない（平成10年、労働省）。

同等に働いていても家事・育児は女性の仕事、といった性別役割分業は現存し、体力的に優れた男性からの暴力であるドメスティック・バイオレンスも注目されているところである。

性行為に関しても、妊娠や出産のリスクは女性だけが負わなければならない。経済面や精神面でのリスクの分散は有り得るが、男性側の「誰の子どもかわからない」といった暴言や、妊娠した女性を捨てるといったケースは施設内ではめずらしくない。

それゆえ、これまでは妊娠や出産を契機として施設利用となったケースが多くみられていたが、この2、3年では売買春に関係なく、妊娠も出産もしていない女性の入所の方が多くみられるようになってきている。女性たちは生活苦から借金を抱えていたり、行き先をなくしている。そのような状態は女性たちだけの問題ではなく、夫も息子も祖父も同様の問題を抱える可能性がある。その中で女性のみを対象とした「婦人保護施設」の存在を主張するのは、明らかに女性が社会的弱者だからである。家族機能が脆弱化している今日、社会的弱者である女性の方が、同じような問題に直面した男性よりも逸脱する危機性ははるかに高いといえよう。

また、売買春や子どもの養育に関係ない入所であっても、貧困や行き先のない状態が放置されるならば、その後の生活はどうなったであろうか。「ここ（施設）があってよかった。今晚はどこで寝ようかと、心配する必要がなくなった」と入所当初に語っていた女性は、数カ月ほどで自立して行った。危急の状態時、柔軟に対処でき利用できる保護施設として、婦人保護施設の存在意義は大きいといえよう。

また、家族の病理といわれる摂食障害、自傷行為なども施設内で見受けられるようになった⁸⁾。このような利用者のケアには、援助者のより高い専門性が求められている。そして退所後も利用者が安定した生活を継続できるよう、より充実した自立後のサービスも求

められている。これらは、今後の重要課題であると思われる。

全国で1カ所だけの長期婦人保護施設の利用者が見せてくれたアルバムの写真には、その持ち主と、同じ利用者仲間、職員、施設を訪れた人（実習生やボランティア）だけが写っていた。撮影された場所は、施設内か施設で出かけた旅行先でのものだけであった。家族のいない、幼少期のないアルバムを、うれしそうに自慢そうに見せてくれる利用者たち。婦人保護施設の存在意義を問う時、今現在、確実に生きているこの女性たちの存在も忘れられてはならないであろう。

〈参考資料・文献〉

- (1) 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律
 - (2) 労働省婦人少年局婦人課 売春婦並びにその相手方についての調査 杉屋印刷 1953
 - (3) 労働省婦人少年局婦人課 昭和34年度婦人保護関係資料 1960
 - (4) 東京都女性相談センター 女性相談事業の40年 1997
- 一番ヶ瀬康子・西村みのり 1986 『講座 社会福祉 7』有斐閣
- 上野千鶴子 1994 『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 林千代編 1995 『現代の売買春と女性——人権としての婦人保護事業をもとめて』ドメス出版
- 藤目ゆき 1997 『性の歴史学』不二出版
- 細井雅生 1998 「婦人保護施設・一時保護所における児童・家族福祉的機能に関する一研究」『地域政策研究』
- 細井雅生・長谷川彰 1998 「大都市圏における婦人保護施設の実態と直接処遇職員の処遇意識に関する研究」『高崎経済大学地域政策』
- 陸路順子 1993 『法の中の男女不平等』信山社出版
- 武藤裕子 2001 「ケースワークにおける専門性の考察——婦人保護施設における事例を通して——」『社会学論叢』No.140 日本大学社会学会

〈注〉

- 1) ペルー船マリア・ルーズ号に監禁されていた、中国人苦力が横浜港入港の際に逃亡し救助を求めた。日本政府は「人身売買は人の道にあらず」と苦力231名を解放するが、これに対しペルー側が日本の娼妓を問題にする。日本政府は「娼妓芸妓は人身の権利を失うものにして、牛馬に異ならず」とし借金を帳消しにした「娼妓解放令」を公布した。
- 2) 全国に50カ所（2001年現在）。
- 3) 売春防止法に基づく福祉施設で、売春婦といったラベリング、ひもや売春斡旋業者から身を隠す等の理由により



- プライバシー保護が最優先課題とされてきた。
- 4) 労働省婦人少年局婦人課 売春婦並びにその相手方についての調査 杉屋印刷 1953
 - 5) 4節(東京都婦人相談所の相談件数の推移) 参照
 - 6) 林千代、堀千鶴子 2000 『婦人福祉委員会から婦人保護委員会へ』女性福祉研究会
 - 7) これまでの対象者の変化と比較しやすいよう、ここではDV法での入所者は除外されている。
 - 8) 詳細は「ケースワークにおける専門性の考察——婦人保護施設における事例を通して——」武藤、2001 を参照。

(むとう・ゆうこ 静岡福祉大学短期大学部講師)